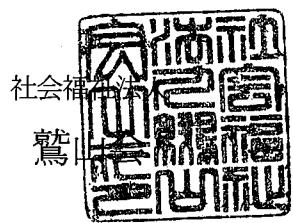


「通所リハビリテーション 倉敷シルバーナーシングホーム」

通所リハビリテーションの運営規程

介護予防通所リハビリテーションの運営規程



通所リハビリテーションの運営規程

老人保健施設 倉敷シルバーナーシングホーム

第1条（規程の目的）

社会福祉法人鷺山会が開設する老人保健施設倉敷シルバーナーシングホーム（以下「当施設」という）が実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という）事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営等に関する事項を定める。

第2条（事業の目的）

当施設は、要介護状態または要支援状態にあるご利用者（以下「ご利用者」という）に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

第3条（運営の方針）

当施設の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、ご利用者の心身の機能の維持回復を図る。

- 2 従業者は、ご利用者の要介護状態の軽減もしくは要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定しリハビリテーションを計画的に行う。
- 3 リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第4条（名称及び所在地）

当施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 社会福祉法人 鷺山会 老人保健施設 倉敷シルバーナーシングホーム
- (2) 所在地 倉敷市児島柳田町355-1

第5条（利用定員）

当施設の利用定員は30人とする。

第6条（従業者の職種、員数及び職務内容）

当施設の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- ① 施設管理者 常勤 1.0人以上（入所施設との兼務）
当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- ② 医師 常勤 1.0人以上（入所施設との兼務）
通所利用者の健康管理を行う。
- ③ 理学療法士、作業療法士 1.0人以上（提供時間帯）
施設医師及び他の職員と共にリハビリテーション計画を作成するとともに、リハビリテーションを実施する。
- ④ 看護・介護職員 常勤換算 3.0人以上（提供時間帯）
生活に必要な介護を行うとともに、理学療法士、作業療法士の指示のもとに、リハビリテーションを円滑に行う。
- ⑤ 介護計画作成者 常勤 1.0人（介護職と兼務）
通所リハビリテーションサービス提供開始にあたり居宅支援事業所と連携をはかるとともに、医師

及び他の職員と協力して、通所リハビリテーション計画を作成する。

- ⑥ 栄養士又は管理栄養士 常勤 1.0人以上（入所施設との兼務）
利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。

第7条（営業日及び営業時間）

施設の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日
(ただし12月31日～1月3日を休館日とする)
- ② 営業時間 9時00分～16時00分（7時間）

第8条（リハビリテーションの内容）

当施設の実施する通所リハビリテーションの内容は次の通りとする。

- ① 介護者等の身体状況に応じて決められる時間帯におけるリハビリテーション
- ② リハビリテーションは、医学的管理のもとで要介護者等の心身の回復のため、医師等の従業者が共同で作成したリハビリテーション計画に基づき、下記（1）を目的とし、（2）の訓練などを行う。

（1）目的

- ① ADLの低下防止
- ② QOLの維持・向上
- ③ ねたきりの防止
- ④ 社会性の維持・向上
- ⑤ 精神状態の改善
- ⑥ その他、利用者の状態の改善

（2）訓練等

- ① 治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練
- ② 日常生活動作に関する訓練
- ③ 自助具適用・使用訓練
- ④ 運動療法
- ⑤ 物理療法
- ⑥ 歩行訓練、基本的動作訓練

第9条（通常の事業の実施範囲）

倉敷市（玉島地区、旧船穂、真備町を除く）

第10条（利用料その他の費用）

施設利用した場合の利用料は、次の通りとする。

- | | |
|--|-------------------|
| （1）法定代理受領サービスとして通所リハビリテーションサービスを実施した場合の利用料は、
介護報酬告示上の額とする。 | |
| （2）食費（食材料費及び調理費相当額） | 500円/1食 |
| （3）日常生活用品や教養娯楽に関するもの | 実費 |
| （4）おむつ代 | 実費 |
| （5）文書作成料 | 1,000円/1通 |
| （6）通常の営業日及び営業時間を越えて通所リハビリテーション事業を提供する場合の延長料金 | 500円/30分 |
| （7）第9条の通常の事業の実施地域を超えた地域に居住するご利用者に対して行う送迎に要する費用 | 20円/1キロメートル |
| 2 前項利用料のうち、介護報酬告示上のものはその変更告示に伴い変更を行う。また、それ以外の利用料の変更については、施設が決定し、ご利用者又はそのご家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けることとする | |

第11条（サービス利用にあたっての留意事項）

当施設のサービス利用にあたっては、利用者または家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得る。

- 2 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。

第12条（虐待の防止等）

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第13条（施設利用に当たっての留意事項）

通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 飲酒は一切できません。
- (2) 喫煙は決められた場所以外ではお断りしています。
- (3) 所持品や現金の管理は、原則ご本人様の管理といたします。
- (4) 施設内の設備・器具は、本来の用法に従って利用してください。本来の使用方法以外で設備・器具に破損などが生じた場合、賠償していただく場合があります。また、施設内の備品の持ち出しあつて禁止いたします。
- (5) ペットの持ち込み及び飼育はお断りしています。
- (6) 騒音など他のご利用者様への迷惑になる行為は禁止しています。

第14条（非常災害対策）

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 火元責任者の設置と日常の防災自主チェックの実施
- (2) 非常災害発生時の連絡網の改訂整備
- (3) 非常災害用設備の保守管理（点検は契約業者実施）
- (4) 年間2回以上の非常災害訓練の実施
- (5) 当事業所は、(4)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第15条（業務継続計画の策定等）

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第16条（職員の質の確保）

当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

第17条（衛生管理）

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

第18条（守秘義務及び個人情報の保護）

施設は、別途定める「個人情報に関する基本方針」及び「個人情報に関する基本規程」に基づき、ご利用者及びそのご家族等に関する個人情報について、これを適切に取り扱うものとする。

2 従業者は、業務上知り得た情報については、就業規則の定めるところに従い、在職中、在職後を問わず秘密を保持する。

第19条（その他運営に関する留意事項）

地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。

3 当事業所は、適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- (附則) この規程は平成12年4月1日から施行する。
 この規程は平成13年10月1日から施行する。
 この規程は平成15年4月1日から施行する。
 この規程は平成15年10月1日から施行する。
 この規程は平成16年4月1日から施行する。
 この規程は平成16年7月1日から施行する。
 この規程は平成17年4月1日から施行する。
 この規程は平成17年10月1日から施行する。
 この規程は平成17年11月1日から施行する。
 この規程は平成18年4月1日から施行する。
 この規程は平成20年10月15日から施行する。
 この規程は平成20年12月15日から施行する。
 この規程は平成21年6月1日から施行する。
 この規程は平成24年4月1日から施行する。
 この規程は平成27年4月1日から施行する。
 この規程は令和4年4月1日から施行する。